

被害者連絡実施要領の制定について（通達）

平成 19 年 6 月 7 日

熊刑企第 149 号

被害者連絡制度については、「被害者連絡実施要領の制定について」（平成 8 年 9 月 26 日付け熊捜一甲第 1178 号）に基づき運用しているところであるが、近時の捜査等に関する情報提供についての要望の高まりを踏まえ、この度、別添のとおり被害者連絡実施要領を改正し、連絡対象者及び連絡内容を拡充するなどして、被害者連絡の一層の推進を図ることとしたので、各警察署等においては、それぞれの対象事件に係る事情を勘案しつつ、確実に被害者連絡が実施されるよう努められたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

被害者連絡実施要領

第 1 目的

この要領は、身体犯、重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡（以下「被害者連絡制度」という。）を確実に実施するとともに、身体犯の被害者等に対する地域警察官による被害者訪問・連絡活動を的確に実施するため、その体制、対象事件、実施要領等について定めることを目的とする。

第 2 被害者連絡制度

1 趣旨

被害者連絡制度は、一般的に他の財産犯と比べて精神的苦痛がより大きく、事件に関する関心も強い身体犯や重大な交通事故事件等の被害者に対し、捜査状況、被疑者の処分状況等の情報提供を行うものである。

2 連絡対象者

連絡対象者は、次に掲げる事件の被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則としてその保護者に連絡するものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる身体犯
- (2) 別表第 2 に掲げる重大な交通事故事件
- (3) 警察本部長又は警察署長が必要と認める事件

3 連絡体制

- (1) 警察署における連絡体制

ア 警察署長による監督

警察署長は、所属における被害者連絡の総括的な責任者として各課係の連絡実施状況を把握し、適時適切に連絡が行われるよう指導、監督するものとする。

イ 被害者連絡責任者

事件の捜査（交通事故事件の捜査及び触法少年事案の調査を含む。）を担当する課（警備課長制のない警察署にあっては警備係。以下「事件捜査課」という。）に被害者連絡責任者を置き、当該課の長（警備課長制のない警察署にあっては警備係長）をもって充てる。

被害者連絡責任者は、当該課で取り扱う事件事故の連絡実施状況を把握し、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

ウ 被害者連絡担当係

被害者連絡責任者を補佐するため、刑事課（刑事第一課、刑事第二課及び刑事・生活安全課を含む。以下「刑事課」という。）及び交通課（交通第二課及び地域・交通課を含む。以下「交通課」という。）に被害者連絡担当係を置き、刑事課にあっては庶務的業務を行っている者を、交通課にあっては交通捜査業務を行っている者をもって充てる。

エ 事件担当捜査員

被害者等から事情聴取を行った事件担当捜査員（交通事故事件及び触法少年事案を担当する捜査員を含む。以下同じ。）は、原則として、以後当該事件の被害者等に対する連絡を担当するものとする。

(2) 警察本部における連絡体制

高速道路交通警察隊その他の警察本部の所属において被害者連絡を行う場合の体制については、警察署における被害者連絡体制に準ずるものとする。

4 連絡内容

事件担当捜査員は、被害者等に課係名及び氏名を明示し、被害者等の意思を確認した上で、面接、架電等の方法により次の事項について連絡するものとする。

(1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件担当捜査員は、事件の認知時等、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を交付した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について説明するものとする。

(2) 捜査状況（被疑者検挙まで）

ア 身体犯の場合

(ア) 被害者死亡事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経

過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

(イ) (ア)以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

イ 重大な交通事故事件の場合

(ア) 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

(イ) ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(3) 被疑者の検挙状況

ア 逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼす場合は、連絡による捜査への支障がなくなった段階で連絡を行うものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡内容についても被疑者を逮捕した場合と同様とする。

また、逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合や、送致後に勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合には、釈放後速やかに釈放の旨及びその理由について連絡するものとする。

イ 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁（以下「送致先検察庁」という。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

ウ 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者等に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

エ 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が、別表第1及び別表第2に掲げる行為を行った場合で、児童相談所への通告等の犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第215条に定める「補導の措置」を行ったときには、事後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴を提起した裁判所（起訴された場合）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

5 連絡の際の配意事項

(1) 被害者支援係との連携確保

事件担当捜査員は、被害者支援係と緊密に連携して連絡を行うものと

する。

(2) 被害者連絡経過票の作成・管理

事件担当捜査員は、被害者に連絡を行ったときは、別記様式に定める被害者連絡経過票（以下「経過票」という。）を作成し、連絡の状況・経過等を記録として残しておかなければならない。

被害者連絡担当係は、当該課において取り扱う事件ごとに経過票を整理し、保管するものとする。

(3) 被害者等による報復のおそれがある場合

被害者等及びその関係者の素行、言動等から被疑者に対する報復の可能性があるなど、連絡を行うことが適当でないと認められる場合には、連絡を行わないものとする。

(4) 暴力団犯罪の場合の留意点

暴力団犯罪の被害者等への連絡については、「熊本県警察保護対策実施要領の制定について」（平成 12 年 7 月 6 日付け熊暴対第 773 号）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。

(5) プライバシー保護への配慮

連絡の際には、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシー保護の重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起ることのないよう配慮するものとする。

(6) 少年事件の場合の留意点

少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うものとする。

また、触法少年事案の場合には、これに加えて少年法（昭和 23 年法律第 168 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の趣旨、刑法第 41 条による犯罪の不成立等についても十分説明を行うものとする。

(7) 身体犯の場合の留意点

ア 被害者連絡責任者は、身体犯の連絡対象事件を認知したとき及び被害者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、被害者支援係にその旨連絡するものとする。

イ 身体犯の事件担当捜査員は、地域警察官による訪問・連絡活動の実施に関する要望の有無を確認するものとする。

ウ 被害者等が被害者訪問・連絡活動を希望したときは、被害者連絡責任者は警察署長に報告の上、地域課長（地域・交通課長を含む。以下同じ。）に経過票の写しを送付するものとする。この場合において、被害を認知した警察署（以下「被害認知警察署」という。）と被害者等の

住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）が異なるときは、あらかじめ被害認知警察署の長は、住居地管轄警察署の長と協議するものとする。

(8) 所属内の連携確保

事件担当捜査員の不在時に、被害者等から問い合わせがあった場合には、被害者連絡責任者又は被害者連絡担当係が一時的に対応するとともに、確実にその旨を事件担当捜査員に引き継ぐものとする。

(9) 複数署にまたがる場合の措置

被害認知警察署と被疑者を検挙した警察署が異なる場合は、原則として被害認知警察署が連絡を担当するものとする。この場合において、双方の警察署は連携を密にし、確実な連絡の実施に努めるものとする。

第3 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

1 趣旨

地域警察官による被害者訪問・連絡活動（以下単に「被害者訪問・連絡活動」という。）は、地域警察官が被害者等を訪問し、被害者等の不安感を解消するとともに再び被害に遭うことを防止するための情報提供を行うものである。

2 対象者

被害者訪問・連絡活動の対象者は、別表第1に定める身体犯の被害者等又はその保護者（被害者が少年の場合に限る。）のうち、事件担当捜査員がその意思を確認した結果、被害者訪問・連絡活動を希望した者とする。

3 被害者訪問・連絡活動体制

(1) 地域課長による措置

被害者連絡責任者から経過票の写しの送付を受けた住居地管轄警察署の地域課長は、被害者訪問・連絡活動の責任者として、被害者訪問・連絡活動の実施状況を把握し、その活動が確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 被害者訪問・連絡担当係

被害者訪問・連絡活動において地域課長を補佐するため、地域課（地域・交通課を含む。以下同じ。）に被害者訪問・連絡担当係を置き、庶務的業務を行っている者をもって充て、次の業務を行わせる。

ア 経過票の写しの受理、保管及び管理

イ 関係部門等との連絡及び調整

ウ その他地域課長が命じた業務

(3) 担当警察官

地域課長は、対象者の住居地を受持区とする地域警察官を被害者訪問

・連絡活動の担当警察官（以下「担当警察官」という。）に指定するものとする。

ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を希望する場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

4 活動内容

(1) 活動の方法

被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が対象者の住居地を訪問し、対象者と面接することにより行うものとする。

被害者訪問・連絡活動を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

(2) 訪問時期

担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。

また、経過票の写しの記載内容やその他の情報から、被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要があると認められる場合は、可能な限り早急に行うものとする。

(3) 実施頻度及び期間

被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえ定めるものとするが、特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、継続を希望しない場合には、地域課長は、当該警察署長に報告の上、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

5 活動実施時の配意事項

(1) 担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際には、経過票の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、訪問の態様、言動等には十分留意すること。

(2) 担当警察官の不在時に対象者から問い合わせがあった場合には、地域課長又は被害者訪問・連絡担当係が一時的に対応するとともに、確実にその旨を担当警察官に引き継ぐこと。

6 被害者訪問・連絡活動実施後の措置

(1) 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施した都度、被害者の状況、要望等を地域課長に報告するものとする。

(2) 地域課長は、被害者訪問・連絡活動を行った場合及び打ち切った場合には、その都度、被害者連絡責任者にその旨を連絡するなど緊密な連

携に努めるものとする。

別表第 1（第 2 の 2 及び第 3 の 2 関係）

身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

- (1) 殺人罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 199 条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第 240 条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第 241 条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 強姦罪（刑法第 177 条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第 176 条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第 178 条の罪であり、未遂を含む。）
- (7) 集団強姦罪（刑法第 178 条の 2 の罪であり、未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第 181 条の罪）
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224 条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の 2 の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226 条の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（刑法第 226 条の 2 の罪であり、未遂を含む。）
- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第 220 条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第 205 条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第 204 条の罪）のうち、被害者が全治 1 か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治 1 か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

別表第 2（第 2 の 2 関係）

重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件等をいう。

- (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反

に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)・(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治 3 か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪に該当する事件

(1)・(2)・(3)のほか、危険運転致死傷罪（刑法第 208 条の 2）に該当する事件

別記様式（略）